

○非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）</p> <p>ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光灯ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）</p> <p>二 照明器具内の電線（次号ロに掲げる電線を除く。）は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線としなければならない。</p> <p>三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）</p> <p>ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光灯ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）</p> <p>二 照明器具内の電線は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線としなければならない。</p> <p>（新設）</p>

ロ ソケットから差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。
四 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断（しや）断することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線
ニ MIケーブルを用いて行う配線

四 電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

五 照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならない。この場合において、前各号の規定は適用しない。

三 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断（しや）断することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線
ニ MIケーブルを用いて行う配線

四 電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

第三 電源

一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。ただし、照明器具内に予備電源を有する場合は、この限りでない。

二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。

三 予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に設置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく三十分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第四 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、ニルクス）以上を確保することができるとしなければならない。

二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。

第三 電源

一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。

三 予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に設置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく三十分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第四 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、ニルクス）以上を確保することができるとしなければならない。

二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

		別表第三		改正案	
二〇六 (略)		一 照明器具		(イ)検査 項目	
		一 の非常用 の照明 器具		(ロ)検査事 項	
			使用電球 、ランプ 等	(ハ)検査方法	
		照明器具 の取付け の状況		(ニ)判定基準	
		目視及び触診により確 認する。			
		天井その他の取付け 部に正しく固定され ていないこと又は予 備電源内蔵コンセン ト型照明器具である 場合は、差込みプラ グが壁等に固定され たコンセントに直接 接続されていないこ と若しくはコンセン トから容易に抜ける 状態であること。	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号 第一第一号の規定に 適合しないこと。		
		別表第三		現行	
二〇六 (略)		一 照明器具		(イ)検査 項目	
		一 の非常用 の照明 器具		(ロ)検査事 項	
			使用電球 、ランプ 等	(ハ)検査方法	
		(新設)		(ニ)判定基準	
		(新設)			
		(新設)	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号 第一イ、ロ、ハ又は ニの規定に適合しな いこと。		

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（平成二十八年国土交通省告示第千八百八十号）（抄）（附則第三項関係）
 ※該当部分のみ抜粋
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三三(三)の項(ろ)の欄中「ただし」を削り、同(四)の項(に)の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第四号」を「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号」に改め、同表五(一)の項(い)の欄中「蓄電池室の外観」を「蓄電池等の状況」に改め、同(二)の項(ろ)の欄中「換気」を「蓄電池室の換気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同表六(一)の項(い)の欄中「家用発電装置の外観」を「家用発電装置等の状況」に改め、同(三)の項(に)の欄中「締め付け」を「締め付け」に改め、同(五)の項(ろ)の欄中「空気槽」を「始動用の空気槽」に改め、同(六)の項(ろ)の欄中「の電解液」を削り、「確認し及び」を「確認するとともに、」に改め、同項(は)の欄中「電解液を」を削り、同項(に)の欄中「漏液」を「液漏れ」に改め、同(十)の項(ろ)の欄中「給排気」を「家用発電機室の給排気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同(十一)の項(に)の欄中「接続部」を「接続端子部」に改め、同(十三)の項(に)の欄中「非常電源」を「予備電源」に、「切り替え」を「切替え」に改め、同(十四)の項(ろ)の欄中「及び停止」を削り、同(十五)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常振動」を「異常な振動」に改め、同(十七)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改める。</p>	<p>別表第三一(一)の項(に)の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一イ、ロ、ハ又はニ」を「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一一号」に改め、同表三(三)の項(ろ)の欄中「ただし」を削り、同(四)の項(に)の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第四号」を「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号」に改め、同表五(一)の項(い)の欄中「蓄電池室の外観」を「蓄電池等の状況」に改め、同(二)の項(ろ)の欄中「換気」を「蓄電池室の換気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同表六(一)の項(い)の欄中「家用発電装置の外観」を「家用発電装置等の状況」に改め、同(三)の項(に)の欄中「締め付け」を「締め付け」に改め、同(五)の項(ろ)の欄中「空気槽」を「始動用の空気槽」に改め、同(六)の項(ろ)の欄中「の電解液」を削り、「確認し及び」を「確認するとともに、」に改め、同項(は)の欄中「電解液を」を削り、同項(に)の欄中「漏液」を「液漏れ」に改め、同(十)の項(ろ)の欄中「給排気」を「家用発電機室の給排気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同(十一)の項(に)の欄中「接続端子部」を「接続端子部」に改め、同(十三)の項(に)の欄中「非常電源」を「予備電源」に、「切り替え」を「切替え」に改め、同(十四)の項(ろ)の欄中「及び停止」を削り、同(十五)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常振動」を「異常な振動」に改め、同(十七)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改める。</p>